■国の経営所得安定対策と市の独自支援策

米価と農業経営安定のために

農政課☎(88)9138

国の試算によると、全国の米の需要は毎年8～10万トン程度減少すると言われていますが、本市の平成30年産の主食用米の作付面積は、前年と比較して295ヘクタール増えました。増産傾向が続くと、米価の急落を引き起こしてしまいます。米価と農業経営の安定のために、国や市の支援制度をご活用ください。

国の経営所得安定対策

米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策） 農業収入全体の減少による影響を緩和するため、認定農業者などを対象とする保険的制度（当年産の販売収入が、標準的収入を下回ったときにその差額の9割を国からの交付金と農業者の積立金で補てん）

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策） 畑作物を生産する認定農業者などに対して、標準的な生産費と販売価格の差額分に相当する交付金を交付（表1）

水田活用の直接支払交付金 麦、大豆、飼料用米、加工用米などを生産する販売農家に対して、交付金を交付（表2）

市の独自支援策

水田フル活用推進助成金 市の定める対象作物を水田で生産する農家に助成金を交付（表3）

申請手続きを忘れずに

補助を受けるためには、交付申請書などの提出が必要です。農政課またはJA夢みなみなどの集荷業者（認定生産調整方針作成者）にご相談ください。

●表1 畑作物の直接支払交付金の交付単価

区　分	小麦	大豆	菜種	ソバ
数量払	6,690円/60kg	7,890円/60kg	9,200円/60kg	15,360円/45kg
面積払（営農継続支払）	20,000円/10アール（当年産の作付面積）			13,000円/10アール

※品質・等級や品種により単価に増減があります。
※数量払を基本とし、その内金として面積払（営農継続支払）を先払い。

●表2 水田活用の直接支払交付金の交付単価

作　物		単価（10アール当たり）
戦略作物	麦、大豆、飼料作物	35,000円
	WCS用稲	80,000円
	加工用米	20,000円
	飼料用米、米粉用米	55,000円～105,000円
産地交付金		4,000円～30,000円

●表3 水田フル活用推進助成金の助成単価

作　物		単価（10アール当たり）
大豆、飼料作物、ソバ、菜種		20,000円
加工用米（チヨニシキ）		15,000円
新市場開拓用米（輸出用米）		
飼料用米（一般品種）		5,000円
飼料用米（多収性品種）	全地域対象	15,000円
	小塩江・大東地区（重点推進地区）	30,000円

※予算の範囲内で、取り組み面積に応じて助成します。

■中小企業補助制度と融資制度

支援します！中小企業の経営

商工労政課☎(88)9142

市では、中小企業・小規模企業の皆さんを支援するため、各種補助制度や融資制度を設けています。

本年度は、設備投資や中心市街地への出店を支援するため、新たな制度を設けるなど融資制度を改正しました。

●補助制度

制　度　名	内　容	補　助　率	申込先
市融資制度信用保証料補助	次の融資を受けた人に信用保証料を補助します。 ①中小企業経営合理化資金保証融資 ②経営安定化資金融資 ③スタートアップ資金融資 ④設備投資促進資金融資	①・②は、限度額20万円 ③・④は、限度額35万円	市内の銀行・信用金庫・信用組合
市融資制度利子補給	中心市街地リノベーション融資・スタートアップ資金融資を受けた人に5年間、経営安定化融資を受けた人に2年間補助します。	約定利子のうち年利率1％相当額（中心市街地リノベーション融資のみ利子相当額）	
中小企業等人材育成事業補助	研修参加や講師招致などの人材育成事業に対して、経費を補助します。	補助対象経費の3分の2で、限度額40万円	商工労政課
中小企業ホームページ開設等支援事業補助	ビジネスの契機となる情報発信の媒体としてホームページを開設するなどの事業に対して、経費を補助します。	補助対象経費の3分の2で、限度額15万円（市創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業による支援を受け、その証明書を交付され、事業開始から1年以内のときは20万円）	
中小企業産業見本市等出展支援事業補助	製造業が行う自社製品の産業見本市（展示会）などへの出展事業に対して、経費を補助します。	補助対象経費の2分の1で、限度額20万円（市認定工業製品を出展するときは30万円）	

●融資制度

制　度　名	申込資格要件	資金使途	融資限度額	融資期間・利率	申込先
中小企業経営合理化資金保証融資	１年以上市内に居住し、同一事業を１年以上営み、かつ市税を完納している中小企業者など	運転資金 設備資金	1,000万円	10年以内・1.5%以内	市内の銀行・信用金庫・信用組合
経営安定化資金融資	福島県信用保証協会の福島県無担保無保証人制度保証を受けた人、または最近３ヶ月の売上高が前年の同期比５％以上減少している人など		2,000万円	10年以内・1.5%以内 ※市工業製品認定企業　1.4%以内	
スタートアップ資金融資	●新たに事業を開始しようとする人（開業5年未満の人も含む） ●事業を承継する人、または新たな分野の事業に進出しようとする人			5年以内・1.7%以内 5年超10年以内・1.9%以内 ※特定創業支援を受けた人 5年以内・1.5%以内 5年超10年以内・1.7%以内	
新 設備投資促進資金融資	市内に事業所を有し設備投資を行う人など ※対象とならない設備資金　●賃貸用不動産及びその付随施設の購入、建築、修繕　●土地取得費用　●福島県信用保証協会が設備資金と認めないもの	設備資金	3,000万円	10年以内・1.5%以内	
新 中心市街地リノベーション融資	市の用途地域のうち、商業地域内の物件を事業用物件に転換するためリノベーションする人または、同地域内の事業用物件をリノベーションする人など ※単に原状回復を行う修繕は対象とならない	運転資金 設備資金 （リノベーションに係る費用に限る）	2,000万円	10年以内・1.5%以内 10年超20年以内・1.9%以内 20年超25年以内・2.1%以内 ※10年超の場合は、変動利率1.7%以内も選択可	

困りごと・悩みごとは各種相談窓口へ

生活課☎(88)9128

市や県などでは、皆さんの様々な悩みや困りごとの解決のために、各種相談を無料で行っています。秘密は厳守しますので、一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

●相談窓口一覧　※各相談日は、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

種　類	相談日・時間	場所・連絡先
市民相談 （日常生活の相談）	月・火・金曜日 午前8時30分～午後4時	市民相談室（市役所3階） ☎(88)9132（電話相談も可）
無料法律相談 （日常生活の法律相談） ※予約が必要	第2・4水曜日 午後1時～4時45分（20分以内）	市民相談室（市役所3階） ☎(88)9128
	日時はお問い合わせください。 （30分以内）	市社会福祉協議会（市役所1階） ☎(88)8211
行政相談 （道路、登記・戸籍、雇用、年金に関することなど）	毎月第1・3木曜日 午後1時～4時	市民相談室（市役所3階） ※相談日時に直接お越しください。
消費生活相談 （悪質商法、契約トラブル、多重債務に関することなど）	月～金曜日 午前9時～午後6時30分	県消費生活センター（福島市中町8-2） ☎024(521)0999
	原則、奇数月の第2火曜日 午後1時～5時	県郡山合同庁舎会議室（郡山市麓山1丁目1-1）☎024(935)1295
生活相談 （生活の中で直面する悩みの相談） ※面接相談は予約が必要	火・木～日曜日 午前9時～正午、午後1時～4時	県男女共生センター相談室（二本松市郭内1-196-1）☎0243(23)8320
	水曜日 午後1時～5時、午後6時～8時	
女性が抱える相談 （家庭内での女性の様々な悩みの相談）	毎日　午前9時～午後9時	女性のための相談支援センター（福島市上浜町6-3）☎024(522)1010
配偶者暴力相談 （配偶者からの暴力などに対する女性のための相談）	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	県中保健福祉事務所（旭町153-1） ☎(75)7809
心の健康相談 （心の健康、ひきこもり、アルコール依存などの相談） ※精神科医などによる相談は予約が必要		県中保健福祉事務所（旭町153-1） ☎(75)7811
こころの病、不安などの相談	月～金曜日　午前9時～午後5時	こころの健康相談ダイヤル ☎0570(064)556
	毎日　午前10時～午後10時	福島いのちの電話☎024(536)4343
警察安全相談	月～金曜日　午前9時～午後5時	県警察本部県民サービス課 ☎024(525)3311
法テラス福島地方事務所		日本司法支援センター ☎050(3383)5540
人権相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	福島地方法務局☎0570(003)110

消費税軽減税率の制度説明会を開催　**日時**　4月16日（火）　午前10時30分～正午、午後2時～3時30分（2回開催）　**会場**　産業会館　☞**須賀川税務署法人課税部門☎(75)2194**